(ii)　表の「区分」の欄に「R9」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	七七・四三	二五五・八七
二	六二・八七	二〇七・七三
三	四八・三〇	一五九・六〇
四	三三・七三	一一一・四七
五	一九・一七	六三・三三
六	四・六〇	一五・二〇

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(jj)　表の「区分」の欄に「R10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、次の表のとおり基準税率の五パーセントまで削減する。

年	調整金以外の関税（一キログラムについての額（円））	調整金（一キログラムについての額（円））
一	八三・三三	二七四・三八
二	六七・六五	二二二・七七
三	五一・九八	一七一・一五
四	三六・三〇	一一九・五三
五	二〇・六二	六七・九二
六	四・九五	一六・三〇

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(kk)　表の「区分」の欄に「R11」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる十回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率の七十パーセントを削減する。

(iii)　十一年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ll)　表の「区分」の欄に「R12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる十回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率の七十パーセントを削減する。

(iii)　十一年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(mm)　表の「区分」の欄に「R13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(nn)　表の「区分」の欄に「R14」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(oo)　表の「区分」の欄に「R15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の十五パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(pp)　表の「区分」の欄に「R16」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる四回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　四年目以降、(i)の規定による税率とする。

(qq)　表の「区分」の欄に「R17」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる十一回の毎年均等な引下げにより、基準税率の七十五パーセントを削減する。

(ii)　十一年目以降、(i)の規定による税率とする。

(rr)　表の「区分」の欄に「R18」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の十パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ss)　表の「区分」の欄に「R19」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から行われる六回の毎年均等な引下げにより、基準税率の七十五パーセントを削減する。

(ii)　六年目以降、(i)の規定による税率とする。